

第十八章 スト権ストを乗り越えて

三木内閣の誕生

昭和四十九年十月十日発売の月刊誌・文芸春秋十一月号に掲載された立花隆の「田中角栄研究—その金脈と人脈」が日本の政治体制に与えた衝撃は強烈だった。この一文は時の田中首相を退陣に追い込み、のちにアメリカからもたらされた情報によって田中は逮捕される。以後十数年にわたって自民党内は怨念の争いが続き、野党はひたすら自民党の政治倫理を追求することになる。立花の一文は田中が権力を利用した土地転がしによって鍊金術のようにカネを作っていく様を活写したのだ。

当初、新聞やテレビは「すでに知られている事実ばかり」とこの記事を無視、あるいは軽視する姿勢を見せた。しかし、十二月十二日、講演のために訪れた外人記者クラブで田中首相に対する追求が行なわれたのをきっかけに、問題は急速に拡大していく。

このあと田中首相は事態の冷却化を念じてニュージーランド、オーストラリア、ビルマを歴訪した。しかし党内は田中の思惑に反して福田派、三木派など反主流派が非協力の立場を次々に鮮明にした。党内外の非難が高まる中で田中は十一月十一日に自民党役員人事と内閣改造を強行する。自身の中央突破を図ったわけだが、この強引さが裏目に出で改造からわずか十五日後、退陣要求の大波に抗しきれなくなった田中はついに閣議で辞意を表明するに至る。

この結果、党内は一気に後継総裁をめぐる争いに突入し、十二月一日に至つて自民党の椎名悦三郎副総裁が「三木武夫君を新総裁に」との裁定を下す。この裁定に大平派は反発を示したが、結局「椎名裁定」とおりに「晴天のへきれき内閣」つまり三木内閣が十二月九日に誕生した。

昭和二十四年五月の国民民主党結成以来、森山が常に行動をともにしてきた三木武夫がついに総理大臣の座を射止めたのである。保守傍流といわれ、弱小派閥の悲哀をかこつてきた三木派に、突然の「春」が訪れた。四半世紀にもわたって三木とともに歩んできた森山にとつて感慨深いものがあつたろう。

ダーティー・イメージを払拭することを旨とした三木内閣は十二月九日、福田副総理兼経済企画庁長官、大平大蔵大臣、宮沢外務大臣、河本通産大臣、民間からの永井文部大臣らを起用してクリーン・三木内閣のスタートを切った。

自民党政治に対する批判の嵐の中で、微妙な党内バランスの上に成立した三木内閣はスタートから苦難の連続だった。主流派の経験が乏しい三木派の政権維持は並大抵の苦労ではなかった。森山

三木内閣は党のイメージ・チエンジを狙つて党の近代化を掲げ、政治資金規制法、独占禁止法の改正など、従来の自民党政治とはだいぶ毛色の違った政治を展開しようとした。それが自民党に対する国民の信頼を回復する方途だと考えたからだ。しかしこの路線は既存の政治路線と真っ向から対立し、スタートまもなく党内の抵抗や反発に遭遇はじめる。森山が「苦手」なお辞儀をして廻る回数も日毎に増えていった。

三木は総理に就任するや、長年理想として描いていた自らの政治スタイルを実現するため、党内の摩擦を覚悟で政策を打ち出していった。三木は四十九年十二月二十七日、総裁選挙への予備選挙導入、政治資金規制法の改正などを内容とする党近代化のための「三木試案」を提示した。翌五十年四月八日には政治資金規制法、公職選挙法を国会に提出し、両法案は七月四日に参議院本会議で可決成立する。だが、三木が首相在任中に実現させた政策はこの二法案だけだった。この間、六月二十四日には衆議院本会議で独占禁止法改正案を可決させたが、同改正案は参議院で廃案となつた。こうした三木による一連の政策は従来の自民党的政治手法と比べると、一味も二味も違つたものだった。それまで自民党が築きあげてきた政治構造を突き崩す「危険性」を持っていたのである。これに対し自民党内には徐々に異和感と警戒心が高まっていく。この反三木感情が三木内閣の後半になって、挙党協による「三木おろし」につながっていくわけだ。

その「三木おろし」の急先峰が三木内閣産みの親ともいうべき椎名悦三郎だったことは皮肉だった。椎名が三木政治にストップをかけようとした動機は「三木政治は保守本流の政治ではない」と



三木首相誕生パーティーで。三木首相に話しかける森山。
その向かって右隣は丹羽兵助代議士。(昭和50年)

らは懸命になつて三木内閣を支えた。そのままは「お辞儀三人衆」と呼ばれたことに象徴される。三人とは総務長官や国土庁長官をつとめた丹羽兵助、故人となつた毛利松平、それと森山である。

三木内閣はスキヤンダルと微妙な派閥力学の中で誕生した。この党内基盤の弱い三木内閣を支えるため、三人は自民党内の他派閥や野党の間をまわつて懸命に協力を要請して歩いた。とくに森山の性格からいって、頭を下げるのはどうにも苦手である。だが三木内閣を支えるため森山は「慣れない」お辞儀をして歩いた。そのあぐくにつけられたアグナが「お辞儀三人衆」である。

「三人の中ではお辞儀をすることなんかなんとも思わなかつたのが丹羽さん。毛利さんは大人物だから平然としていましたよ。三人の中で一番お辞儀が下手だったのは、やっぱり僕でしたね。でも三木内閣のためですからね」

「お辞儀三人衆」と呼ばれたことに象徴される。三人とは総務長官や国土庁長官をつとめた丹羽兵助、故人となつた毛利松平、それと森山である。

の認識である。三木は自らを「議会の子」と呼び、国会の大多数が賛成すれば、三木にとってはそれで十分だった。独禁法改正や政治資金規制法改正は与党内に異論はあったが、野党の全員が賛成したものだ。これに対して椎名は、政党政治である以上、与党の全員が賛成することが前提だと考えている。椎名にとって三木政治は野党への迎合そのものだった。『産みの親』として三木政権を終らせるのも義務と椎名は考えたわけだ。

同志である森山はこの党内の成行きに心を痛めた。

「三木さんは總理になつてから椎名さんに物事を相談しなかつたし、大事にしなかつたね。あの心境はわからない。でも、考えてみると三木さんは国会議員の中では最古参。自分では椎名さんより格上ぐらに思つていたんじゃないですか。三木さんは独特のスタイルだから。三木さんには日本の政界に生きる人間にとつてある程度は必要な、浪花節感覚が欠けていたのかもしれません。いわば西欧的な政治家なのですよ。西欧合理主義の社会なら通用するのでしょうかが……」

難渋しながらも、なんとか三木流の政治を推し進めようとした三木だったが、五十年七月二十九日、政府・自民党首脳会議は首相の意向を無視して、独占禁止法改正案の国会再提出の見送りを決定、これをきっかけに三木政治に完全にストップがかけられた。以後、三木首相が実現しようとした核拡散防止条約早期批准、総裁公選案、生涯設計計画などは党内の抵抗で次々と挫折していく。

こうした三木孤立化の中で発生したのが「スト権スト」だった。

スト権付与に反対……時期尚早……

公務員のスト権は昭和二十三年七月の政令二〇一〇号で禁止され、公共企業体についても翌二十四年六月の公共企業体等労働関係法の施行によつて禁止されている。「スト権スト」とはこのスト権を獲得するため、法によつて禁止されているストを打つて力で奪おうという、倒錯した論理のもとに実行された闘争だった。

公労協がはじめて「スト宣言」を行なつたのは昭和三十六年である。それ以前は国鉄労組についても「合法的な実力行使」（休暇闘争や順法闘争など）にとどまっていたが、以後は年中行事のようにストが繰り返され、法によつてこれを処分すると、これに対しても抗議のためにストを打つといった状況が続いていた。

たび重なるストライキによる国民の迷惑を解消し、スト→処分→ストの悪循環を断つため、田中内閣は昭和四十九年四月十三日、二階堂官房長官と総評の市川議長との間で「五項目合意」を交わした。これは①政府は官房長官を長とする関係閣僚協議会を設置し、争議権及び当事者能力強化の解決に努力する②この結論は昭和五十年秋ごろまでに出すよう努力する——などを内容とするものだった。

労働側はこの「五項目合意」を独善的に解釈し「五十年秋にはスト権が付与される」と大々的に宣伝した。これが五十年秋の「スト権スト」の発端でもある。

「スト権スト」に至る過程で政府、自民党や三公社五現業当局の中に条件付きでスト権を付与すべきではないかとの意見も浮上していた。「五項目合意」はこれらの意見も踏まえて、スト権に対する見解をまとめるというのが真意である。しかし労働側はスト権付与を前提に当局や国会に猛烈な攻勢をかけた。

この結果、五十年十月二十日の衆議院予算委員会では国鉄の藤井松太郎総裁が「条件つきでスト権を付与した方がよい」との意見を表明し、政府を困惑させた。三木首相自身条件付きスト権付与に、大きく傾いていたのも事実である。

三木首相はもともと労働問題に関してはまったくの門外漢。だがその政治スタイルを見ても、種々の政策に対する「ハト派」的対応から考えてもわかるように、反自民勢力に對してかなり妥協的だった。党内の支持が少ないので、マスコミ世論と手を結んでいくことが得策だとの判断もあったのだろう。もともと三木は政党人である以上に「議会の子」であった。政党の垣根を越えても議会で多数を得ることの方が大切だと考えていました。

三木が、社共両党が強く支持しているスト権を付与しようと想えていたとしても不思議ではない。こうした首相の心情をみてとった森山は三木に「スト権付与は時期尚早である」としばしば進言した。四面楚歌の三木内閣を懸命に支えてきた森山だったが、こと労働問題では安易な妥協は許されないと考えた。

「三木さんは僕のいうことに一応“わかった”とはいきましたよ。でも実行するかどうかは別でない」と答えた。

ね。僕が会うたびに「スト権など与えたらいいへんだ」というものだから、一時は僕の顔を見るのも嫌がっていましたよ。当時は僕の進言より、渋谷君（直蔵）たちスト権付与派の意見の方に影響されているなという感じでした

当時、三木首相は公労協が「スト権奪還」を掲げてスト入りした場合、四五日ストを打たせたあと、付与を表明してストを收拾するという筋書きを描いていたようだった。労働省や労働省出身で三木派の幹部でもある渋谷直蔵らのベースに三木は完全に乗っていた。だが、これでは「ストを打つたからこそスト権を獲得できたのだ」と総評を勢いづかせることになる。「これでは議会制民主主義を危くする」と党内から猛烈な反発が出てきた。

公労協の「スト権スト」が迫った十一月七日、自民党はスト権問題を扱うため、党内に公労法問題調査会を設置し、会長に松野頼三、小委員長に倉石忠雄をそれぞれ任命した。倉石は党内の労働問題の専門家二十五人を選び、ここで党内の結論づくりをさせることにした。これは俗に「倉石懇談会」といわれた。倉石はこの二十五人の構成を、時期尚早論者と見られるものの十三人、スト権付与論者と見られるもの十二人とし、最終的には時期尚早論に落ち着かせようとした。十三人の時期尚早論者の中にはもちろん森山も入っていた。

ところが三木首相自身が付与論に傾いて党内工作をしたため、この十三対十二の勢力図が段々おかしくなってしまう。倉石自身、当初は時期尚早との結論に持っていく思惑だったが、三木首相から「条件付スト権付与の方向で頼む」と懇願されてぐらついてしまう。倉石と三木は学生時代から

の付合いであり、しかも労組幹部らとの交友もあつたから付与論に傾いたとしてもおかしくはない。

これに対しても「時期尚早だ。違法とわかつて付与論を打つなら、いくらでも打たせたらしい。力づくで迫つてくるものに屈服すべきではない」と主張しつづけたのが森山たちだった。が、マスコミ論調は付与論に傾き、首相までが付与論で党内工作をした結果、時期尚早論者は一時、四、五人に減ってしまったという。

しかし付与論への傾斜は土壤場で食い止められる。「スト権スト」が目前に迫った某夜、倉石は椎名副総裁と会談する。この場で椎名は「スト権を付与すれば鼎の軽重を問われるぞ。いまの情勢はどうであれ、力で押されてスト権を与えるなどということがあつてはならない。代議制民主主義のもとにおいて院外の圧力で基本的なスタンスを変えたりしたら、体制そのものが崩壊する」と厳しく諭した。これでグラついていた倉石は一転して自民党内を「時期尚早論」にまとめていく。

党内にあつて早くからスト権付与反対を決めていた田中派やこれに同調した大平派なども、三木政権に対する反発、政局とのからみなどから強硬に付与反対を打ち出しつつあった。

三木首相自身も本心は別にして、ここでスト権付与を強行するのは得策ではないとの考えに少しづつ傾いていたようだ。

「三木さんがスト権付与を断念したもうひとつの理由は、当時田中派でその後新自由クラブに移った小林正巳君が付与に反対するという田中派の意見を持つて官邸に三木さんを訪ねたことでしょう。三木さんはそれを重視したようですよ」（森山）

一方、四十九年の「五項目合意」に基づいて設置された関係閣僚協議会はその下に専門委員懇談会を作つて検討を進め、「スト権スト」突入の当日である五十年十一月二十六日に結論（意見書）を出す。その内容はスト権については現状維持を前提に、違法ストに対する処罰の強化を打ち出す一方、三公社五現業の経営形態について今後討議を進めるというものであった。

政府が意に沿わない結論を出した場合は「力による無期限のストを打つて、スト権奪還をめざす」とブラフ（脅迫）をかけ続けてきた総評、公労協はこの意見書によって引っ込みがつかなくなつた。こうして国労、労働、全連、全電通など三公社五現業の公労協加盟全組合は何の展望もないまま、ストへ突入する。すでに「付与しない」ことで固まりつつあった政府・自民党は万全の貨物輸送対策を立ててこれに对抗、国民の非難は一齊に公労協に浴びせられることになる。

公労協のストが続く中、三木首相はこのストを止めさせる道を模索した。自民党内の大勢は付与反対論で固まつておらず、専門委員懇談会も付与反対の意見書を出している。が、三木は最後までスト権付与にこだわった。

自民党が「専門委員懇談会の意見書を尊重する」との見解を発表した十二月一日、三木は森山ら側近と公邸の奥のコタンが切つてある日本間で、フスマを閉め切つたまま長時間協議した。この席で三木は森山らの進言を入れ「違法ストには妥協しない」旨を強調した自民党見解と同様の政府声明をまとめて発表した。もしこの声明がスト権を認めるか、あいまいなものだったら、恐らく三木政権はその場で倒れていただろう。

これに対しても公労協は「要求貫徹まで闘い抜く」との抗議声明を出し、無期限ストを続行するが、結局八日目の十二月四日になって「国民にこれ以上の負担はかけられない」との「敗北宣言」とともにストを中止する。八日間にわたるストは国鉄史上最高の百九十二時間の連休を記録した。が、この力による鬭争は公労協の「期待」に反して国民生活にさしたる混乱もたらさず、国民の激しい批判を浴びただけで、なにひとつ得るものはなかった。

三木首相が最後までスト権付与に傾いていたことを物語るエピソードがある。政府声明が出た直後、付与論者だった渋谷直蔵が三木首相との会談を終えて官邸から出てきた。記者団から「なにを話したのか」と聞かれた渋谷は「『ご期待に添えなくて残念だったとあやまつてきた』と答えた。これは問わず語りに三木首相が渋谷らを使って付与論で工作して廻ったことを物語る。

森山らの懸命な努力でスト権付与は阻止された。あの時、力に負けて国労や労働にスト権を付与していくならどうだろう。違法な力による圧力が法治国家の秩序を破壊した事件として、日本の政治史に大きな汚点を残すことになったのは間違いない。国鉄を含む三公社五現業の改革も、今日のような形で進んでいたかどうかは大いに疑問である。少なくとも改革が大幅に遅れ、その結果国民の負担が増大していたことは想像に難くない。

「危いところでしたね。なにしろ三木さんは洒落たことが好きだから」

当時を回想して森山はいつた。

「いま考えてみると、あのときが日本の労働運動の大きなターニング・ポイントでしたよ。彼らは

ストを打った。しかしそれは「空砲」だったわけです。八日間もストを打った結果、貨物は完全に国鉄離れを起こし、国鉄経営は急坂を転げ落ちるように悪化しました。力による労働運動が國民から強く批判されるようになつた。國民から見離された労働運動がどうなるかを国鉄がはっきり示しました。あそこでわれわれが踏ん張つたことで、日本の民主主義が助かつたといつても過言ではないと思います。

スト権そのものについては諸説があるようですが、そもそも公共企業体にどういう形であれ、スト権を与えるのはおかしいのです。公共企業体には一般の民間企業と違つて経済法則の歯止めがありませんからね。経済法則の歯止めがあればそれなりにスト権を与えることも考えられます。しかしそれでも電気、ガスのように国民生活に多大な影響を与える部門については規制されるものが出てくるわけですよ。僕は當時、公共企業体という形態のままでスト権を与えることには断固反対だ、と主張しました。もしスト権を与えるというなら経営形態を変えていくべきではないかとね。いま考えてみても、一つの「ヤマ」でしたね」

スト権ストをめぐっての対応は政党政治のあり方を示したと同時に、いかに政治に原則が必要かを改めて示した。国鉄は昭和六十二年四月一日、JRとして生まれ変わり、今再生に向けて歩みを進めている。国労は見るカゲもなく落ちぶれ、勤労は百八十度方針を転換し、現実路線を選んだ。森山たちの働きでスト権の付与が阻止されたからこそ、この国鉄民営化という戦後の大改革が成功したのである。さらにいえばスト権阻止は日本の労働運動の流れを大きく変えた転回点だった。

森山先生と労働問題

東京労働金庫理事長 北川俊夫

森山先生のことは、労働問題を抜きにしては語ることができない。保守党の国會議員でありながら、わが国では割の悪い労働問題に先生が打ちこんでこれたのには、よほどの固い決意と識見をお持ちになつてのことであつたろう。自民党で在任中、終始一貫して労働問題に取り組んでこられた方は、私の知る限りでは先生と倉石忠雄先生以外にはない。その倉石先生はじっくり型で寡黙であったのに対し、森山先生は物事すべて積極的でしかも雄弁と対照的であった。しかし、こと労働問題については、あうんの呼吸で意思が通ずるご関係で、自民党的労働政策を進めるに当つて静と動の両面を形成させていたように思つている。

労働問題調査会は、この両先生が中心になつて昭和三十二年に発足した。保守党としての労働政策の確立を目指し、党則に基づき政務調査会にこの種のものとして最初に設置さ

れた。会長は倉石先生、事務局長の役割を森山先生が担当された。間もなく倉石先生が労働大臣に就任され、その秘書官を私が勤めることになり、それ以来森山先生のご指導を受けることになった。当時、労働問題は総評の太田・岩井体制の下で繰り広げられることになつた春闘、日教組の勤評反対闘争、ILO八七号条約批准問題など課題が山積で、各省関係者も参加して毎週朝食会形式で開かれ、熱心な討議が重ねられた。このため、この調査会は、「労調」の名で党内はもとより、各省庁間さらには労働界でもたいへん有名な存在であつた。とくに、労働界からは労働運動の取締り機関かと色眼鏡でみられがちであつたが、私は「労調」を通じ党と政府との意思疎通が図られ、また、各省間の連携も密になり、労働問題の合理的解決に役立つところが大きかつたと思つてゐる。この点について、森山先生は「倉石労政の歩み」のなかで次のように記しておられる。

「世上、一部では、本調査会を指して労働運動弾圧のための黒幕的存在であるかのようにいふものがあるが、的はずれも甚しいものがある。本調査会に参加する自民党的同僚諸君こそ真に労働運動の将来を想い、その健全な発展を願う者であり、労働問題に対する熱意は野党の諸君以上のものがあると信じてゐる」

このことは、先生が自分自身のことについて述べておられるように私には思える。労働問題に対する先生の態度には、眞の理解者としての厳しさとやさしさが併存し、労政通としてのスジが通つていた。したがつて、当時公共部門でみられた違法ストの積み重ねを通して

じ合法性の拡大をはかるといった組合運動は、先生の性格から到底見過すことのできないものであった。毎年の春闘で違法争議戦術に迎合するかの如き政府の対応や、三公社五現当局の手ぬるい措置には常にきびしい批判をあびせられた。

五十年秋の八日間に及ぶ公労協を中心とした空前のスト権ストに際しては森山先生の面目躍如たるものがあった。物情騒然たるなか、自民党のなかでさえも国鉄・電電・郵政などのスト権を付与すべしという考え方が出はじめたとき、「経済合理性のはたらかない分野での労使自治は成立しない。現行公企体等の形態のままでスト権付与は認めるべきでない。将来、公企体の経営形態を検討し、もし民間移行が可能な分野があれば、そのことを条件にスト権を与える」というのが先生の一貫した主張であった。その後の世の推移をみると、まさに先見の明を備えておられたことを今にして痛感する。

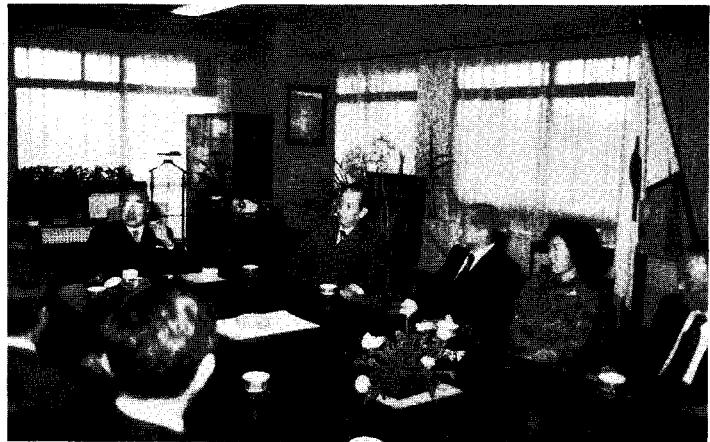
こうした違法行為への峻厳さとは別に、労働条件、労働福祉面ではたいへん積極的でその向上にご熱心であった。仲裁裁定や人事院勧告の完全実施は先生の年来の主張であり、それだけに五十七年政府が財政再建、行政改革推進の見地から人事院勧告を凍結し給与改定を見送った際も、労働三権制約との均衡から勧告実施の正論を強く展開された先生の姿は、われわれの記憶に新しいところである。ただ、先生の持論は公共部門は賃金だけでなく、業務の効率性も民間準拠であるべきだというのであった。いずれにしても、国民経済発展の一翼を担う勤労者の役割は将来ますます増大し、その協力なくして生産の向上、経

済の拡大さらには国家の自立もありえないものであるから、国民経済の発展と相まって勤労者福祉の向上を積極的にはかり、その具体的な事実の積み上げと併行して労働運動の健全化を期待するというのが森山先生の信念だったと私は思っている。

先生は労働問題についての確固たる信念と永年の経験を持っておられるだけでなく、国内はもとより諸外国の労働法制や慣行なかんずくILOに関する事柄も自らつぶさに研究させていた。それだけに取り組みの熱心さ真剣さには、私達は何時も圧倒される思いであった。私が労働組合課長を勤めた三十年代の終りから四十年代前半にかけ、スト権奪還、ILO提訴など公労協の闘争の花ざかりであつたせいもあって、毎週の「労調」に加え自民党的教育正常化委員会、広報委員会などでも森山先生の提案で労働問題がとりあげられ、そのつど私達も出席を求められた。結果的に週三～四回も朝食会への出席を余儀なくされることになり、朝ごはんを家族とするより森山先生と一緒に一緒にするほうが多いと仲間うちでボヤいたものである。また、ときとして懸案事項の説明のため事務所に参上すると、ほとんどの場合予定の時間を大幅に越えての議論となり、しかもその後半は先生の労働哲学を神妙に拌聴する羽目になった。さらに加えて、春闘時ともなると私達のやることがご心配なのが深夜に電話をいたしたことになる。これが延々と長電話になり、風呂上りのまま応対して何度も風邪をひきになつたものである。

仕事の面ではいろいろ厳しいご注文もあり、おっかない存在ではあつたが、私的な面で

されていた関係かその実現をみなかつた。しかし、一度労働大臣臨時代理を務められたことがある。五十四年、栗原労相が米国出張の際、運輸大臣であつた先生がその臨時代理をされた。労働省の大臣室におみえになり、当時婦人少年局長だった真弓さんも含め省議メンバー全員でお迎えしたときの面映ゆそうな先生の顔は今も忘れられない。僅か十日ばかりの短い臨時代理の期間中に、昔からたいへん信頼されていた元労働事務次官の石黒拓爾さんがなくなら、その葬儀に労働大臣としてご参列いただいたことも、まさに、えにしあるべきであろうか。こうした労働省との関係もあって、先生は労働省幹部とO.B.の会である千代田クラブの特別会員になっていた。いつかは労働大臣に就任され正会員にならることをと思っていたが、今やその期待がかねえられないこととなり誠に残念でならない。



労働大臣臨時代理として労働省省議に出席。森山の右が、北川事務次官、一人おいて森山真弓婦人少年局長。(昭和54年)

先生は大臣としては、科学技術庁長官、運輸大臣としていざれも難しい局面でいっぱい仕事を残されたが、内心いつかは労働大臣をと考えておられたのではない。かと私は勝手に推測していた。ただ、私の現役の時代は真弓さんが労働省に勤務する。

は暖い思いやりのある、しかも、愛敬たっぷりの先生であった。観劇やゴルフのご招待はいつもなごやかで楽しい集いであつた。とくにゴルフの時は、天真爛漫さがそのまま出るプレー振りのほか、先生自らカメラ持参でわれわれのスナップをとられるなど思い出が多い。程ヶ谷カントリーの月例競技会で優勝した先生が、海外出張中の奥様の真弓さんにその快挙を電報で知らせられたのは有名な話である。